

## 日本選挙学会査読委員会規程

(査読委員会)

第1条 日本選挙学会は、機関誌『選挙研究』への投稿論文を審査するために査読委員会を置く。

(構成)

第2条 査読委員会は、委員長、副委員長、及び前記両職を除くほか原則として4名以内の委員によって構成される。

- 2 査読委員長は、会員の中より理事長が候補者を推薦し、理事会の承認を得た者をもってこれに充てる。ただし原則として、前年度の査読副委員長を委員長に推薦する。委員長の氏名は公表するものとする。
- 3 査読副委員長は、理事長が会員の中から選任し、理事会に報告した者をもってこれに充てる。副委員長の氏名は公表しないものとする。
- 4 査読委員は査読委員長が会員の中から選任し、理事会に報告した者をもってこれに充てる。委員の氏名は公表しないものとする。
- 5 査読委員長、査読副委員長及び査読委員は、当該職務の任期中、編集委員を兼任することが出来ない。

(任期)

第3条 査読委員長の任期は1年とする。委員長は任期終了後、直ちに査読副委員長または査読委員の任に就くことはできない。

- 2 査読副委員長の任期は1年とする。
- 3 査読委員会の構成員の任期は2年以内とする。査読委員長・査読副委員長・査読委員の重任は認めないが、再任は妨げない。

(職務)

第4条 査読委員長は、査読委員会を開催し、投稿論文の審査に係る職務を執行する。

- 2 査読委員長は、編集委員会の要請がある場合、編集委員会に出席しなければならない。
- 3 査読副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは委員長の職務を代行する。
- 4 査読委員は、査読委員会を構成し、委員長の指示する職務を執行する。

(レフリー)

第5条 査読委員会は、レフリー（査読者）を選び、査読を依頼する。レフリーの氏名は公表しないものとする。

(審査)

第6条 査読委員会は原則として年4回(3ヶ月に一度)開催する。開催月は公表する。

- 2 査読基準は別に定める。
- 3 査読委員会は、レフリーからの査読報告を受け、掲載の可否と修正要求について審査し、決定する。
- 4 査読委員会は、審査結果を投稿者と編集委員会に通知する。
- 5 査読委員会は、原則として、投稿論文の到着後2年以内に掲載の可否を決定しなければならない。
- 6 投稿された原稿は、原則として、返却されない。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会によってこれを行なう。

付記 本規程は、平成20年5月18日より施行される。